

第102回定時株主総会

法令及び定款に基づく書面交付請求による 交付書面に記載しない事項

■ 事業報告

当社グループの現況に関する事項	1
・ 財産及び損益の状況の推移	
・ 当社及び重要な子会社の主要な事業所	
・ 使用人の状況	
・ 主要な借入先	
株式に関する事項	2
会社役員に関する事項	3
・ 責任限定契約の内容の概要	
・ 補償契約の内容の概要	
・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要	
会計監査人に関する事項	3
業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	4

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	9
連結注記表	10

■ 計算書類

貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
個別注記表	29

■ 監査報告

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	40
---------------------------	----

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

東京電力ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

当社グループの現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当年度)
売上高	(億円)	81,122	69,183	68,103	63,285
経常利益	(億円)	△ 2,853	4,255	2,544	4,173
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	△ 1,236	2,678	1,612	△ 4,542
1株当たり当期純利益	(円)	△ 77.17	167.18	100.67	△ 283.51
総資産	(億円)	135,630	145,954	149,869	155,756

当社及び重要な子会社の主要な事業所（2026年3月31日現在）

① 主要な事業所

■ ホールディングス

会社名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	
本社	東京都千代田区
福島復興本社	福島県双葉郡双葉町
新潟本社	新潟県新潟市
東電不動産株式会社	東京都中央区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東電設計株式会社	東京都江東区
株式会社e-Mobility Power	東京都港区

■ リニューアブルパワー

会社名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	東京都千代田区
東京発電株式会社	東京都台東区

■ フュエル＆パワー

会社名	所在地
東京電力フュエル＆パワー株式会社	東京都千代田区

■ パワーグリッド

会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区
東電タウンプランニング株式会社	東京都港区
東京電設サービス株式会社	東京都台東区
テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社	東京都港区
東電物流株式会社	東京都品川区

■ エナジーパートナー

会社名	所在地
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区
株式会社ファミリーネット・ジャパン	東京都港区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区
株式会社PinT	東京都千代田区
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都港区

② 主な発電所

■ ホールディングス

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	原子力	柏崎刈羽	新潟県

■ リニューアブルパワー

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	水力 (出力10万kW以上)	鬼怒川，今市，塩原	栃木県
		矢木沢，玉原，神流川	群馬県
		葛野川	山梨県
		秋元	福島県
		安曇，水殿，新高瀬川	長野県
		中津川第一，信濃川	新潟県

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
ホールディングス	12,994
リニューアブルパワー	1,668
フュエル&パワー	0
パワーグリッド	20,469
エナジーパートナー	3,210
合 計	38,341

主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社三井住友銀行	5,699
株式会社日本政策投資銀行	5,539
株式会社みずほ銀行	3,326
日本生命保険相互会社	2,835
株式会社三菱UFJ銀行	2,714
第一生命保険株式会社	2,536

株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式350億株
A種優先株式50億株
B種優先株式5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式16億701万7,531株
A種優先株式16億株
B種優先株式3億4,000万株

4. 株主数

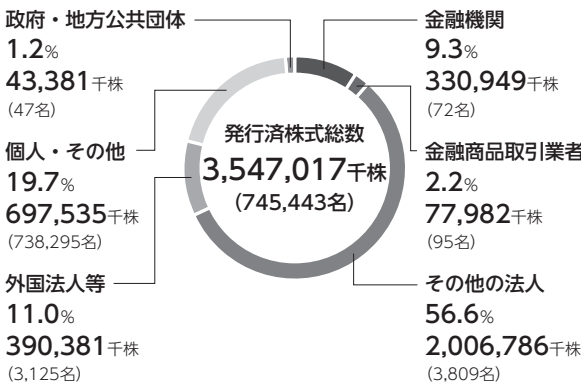
普通株式74万5,442名
A種優先株式1名
B種優先株式1名

5. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)				出資比率 (%)
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	197,048	—	—	197,048	5.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	53,509	—	—	53,509	1.51
東京電力グループ従業員持株会	48,613	—	—	48,613	1.37
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	27,115	—	—	27,115	0.77
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	23,610	—	—	23,610	0.67
JP MORGAN CHASE BANK 385781	21,873	—	—	21,873	0.62
株式会社三井住友銀行	17,963	—	—	17,963	0.51

(注) 出資比率は、自己株式(普通株式3,394,852株)を控除して計算しております。

■ 所有者別株式保有状況



会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び執行役全員との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役又は各執行役に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用等については当社が補償義務を負わないこととするとともに、各取締役又は各執行役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役及び執行役員等並びに東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力フュエル＆パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社を含む一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は当社及び当該子会社があわせて全額を負担しております。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	184百万円
②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額	547百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定の根拠等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

3. 当社は、会計監査人に対して、連結財務諸表の英文表記に関する助言業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の概要

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- ③ 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- ④ 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要なと認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- ② 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑥ 内部監査組織は、監査で確認した事項について、執行役会等に報告するとともに、必要に応じて取締役会に直接報告する。
- ⑦ 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- ⑧ 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- ② グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- ③ 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- ④ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- ⑤ グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 監査委員会の監査の実効性確保

- ① 監査委員会は、社外取締役5名を含む6名の監査委員により構成されております。また、2025年度においては、これを補助するため2名の監査特命役員を置くとともに、監査委員会の職務を補助する専任の組織である監査委員会業務室に9名のスタッフを配置し、常勤の監査委員や監査特命役員等がグループ会社の非常勤監査役に就任するなどしております。
- ② このような体制のもと、会計監査人及び内部監査組織との定期的な意見交換はもとより、第一線職場における従業員との意見交換やグループ会社とのミーティングを実施するなど、実効的かつ効率的に監査を行っております。
- ③ さらに、監査委員は、執行役会及び経営企画会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び執行役に対して適宜必要な報告を求めることなどにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しております。

2. 取締役及び執行役の適正かつ効率的な職務執行

- ① 指名委員会等設置会社である当社の取締役会では、定例的な付議・報告事項と重要な経営課題をあらかじめ抽出して年間議題予定表を作成したうえで、十分な審議を実施し、重要な職務執行の決定及び取締役・執行役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を中心に意見交換を行う取締役懇談会も活用するなどして、取締役会における審議の充実を図っております。2025年度においては取締役会を18回、取締役懇談会を21回開催いたしました。
- ② 当社では、原則として週1回開催される執行役会のほか、経営企画会議等において、取締役会への付議事項を含めた経営の重要事項について審議・決定を行うなど、効率的かつ適切な意思決定を図っております。
- ③ グループ会社の職務執行上重要な事項の決定にあたっては、社内規程等に基づき、あらかじめ当社の承認又は当社への報告等を必要とすることとしております。さらに、グループにおける全体最適等の観点から、経営状況についてグループ会社から定期的に報告を受けるとともに、「グループ経営会議」を開催するなど、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役がグループ全体の経営課題を共有する機会を設けております。

3. リスク管理

- ① 当社グループにおけるリスク管理については、当社の執行役社長を統括責任者とし、その執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」が一元的に統括しております。2025年度においてはリスク管理委員会を1回開催し、当社グループの事業運営上のリスクとその対応について審議するとともに、決定内容をグループ経営計画に反映し、執行役会及び取締役会に報告しております。さらに、現実化したリスクについては、執行役会等において情報の共有を行い、各組織が必要な対応の指示等を受けております。
- ② また、当社の各組織が開催する「リスク管理会議」において、各組織の事業運営上のリスクを評価し、その対応方針について審議することなどにより、平常時から適切にリスクを認識、管理しております。さらに、リスクが現実化した場合に迅速かつ確に対応できるよう、報告経路や内容を明確化するとともに、発生した事態に応じて対策本部等を設置し、対応することとしております。
- ③ さらに、最高リスク管理責任者は、当社執行役やグループ会社取締役との意見交換等を通じ、組織横断的なリスク管理機能の向上を図っております。
- ④ 2025年度においては、当社グループのフリーキャッシュフローの改善に向けて、グループの総力を挙げた徹底的なコスト削減や投資の厳選、保有資産の売却等について社内の会議体で継続的に審議してまいりました。
- ⑤ 大規模地震等の非常災害については、非常災害対策の基本方針を定め、平素から災害予防の準備をす

すめるとともに、2025年度においては、防災訓練を62回実施するなど、災害発生時にグループ一丸となって対応するための体制を整備しております。

- ⑥ 「原子力安全監視室」では、社外専門家の知見の活用や監視評価員の教育訓練等を通じて、原子力安全・核セキュリティに関する取り組みへの監視を強化し、必要に応じて助言を行っております。さらに、同室は、上記の取り組みに対する評価結果を四半期ごとに取締役会に報告しております。

4. コンプライアンス

- ① 当社では、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を取締役、執行役及び従業員等に対して社内イントラネット等を通じて周知しております。また、eラーニングや研修等の教育・啓発活動を継続的に実施するとともに、「東京電力グループ企業倫理委員会」と連携して企業倫理の実践・定着活動を行う企業倫理責任者を各組織に設置するなどして、企業倫理遵守の徹底を図っております。
- ② また、当社グループとしてコンプライアンス経営を推進するため、当社の執行役社長を委員長とする「東京電力グループ企業倫理委員会」において、企業倫理の実践・定着活動や「企業倫理相談窓口」の受付・対応状況等について審議・決定しております。2025年度においては同委員会を4回開催し、その概要を当社ホームページにて公開しております。
- ③ さらに、企業倫理全般に関する従業員の意識の把握と企業倫理の実践・定着活動の改善を目的として、当社の全従業員を対象とした「企業倫理に関する意識調査」を年1回実施しております。
- ④ 加えて、当社グループは、「東京電力グループ人権方針」を策定するとともに、事業活動のあらゆる局面において人権を尊重するため、最高労務人事責任者を委員長とする「東京電力ホールディングス人権委員会」において、人権デュー・ディリジェンスの行動計画のモニタリングや相談・通報窓口の対応状況等について議論・提言を行っております。2025年度においては、同委員会を2回開催し、開催状況を当社ホームページにて公開しております。
- ⑤ 内部監査組織は、「経営方針や目標の達成」、「有効で効率的な業務運営」、「リスク管理体制の有効性」、「ルールへの遵守・自浄機能発揮」、「ルールの有効性・効率性」等の観点から、従業員の職務執行の状況等について監査を実施するとともに、その結果を踏まえ、改善が必要な事項について提言を行っております。
- ⑥ こうした取り組みやその有効性の検証結果等を踏まえ、企業倫理活動に関する方針及び計画を策定し、「しない風土」、「させない仕組み」、「言い出す仕組み」の徹底を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,400,975	756,316	1,270,136	△ 8,538	3,418,890
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			△ 454,263		△ 454,263
自 己 株 式 の 取 得				△ 13	△ 13
自 己 株 式 の 処 分		143		1	145
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		106			106
土地再評価差額金取崩額			50		50
そ の 他				359	359
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	249	△ 454,213	347	△ 453,616
当連結会計年度末残高	1,400,975	756,566	815,922	△ 8,190	2,965,273

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	24,729	34,591	△ 3,012	227,007	57,023	340,339	26,900	3,786,130
当連結会計年度変動額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								△454,263
自 己 株 式 の 取 得								△ 13
自 己 株 式 の 処 分								145
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								106
土地再評価差額金取崩額								50
そ の 他								359
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△ 2,492	18,325	707	72,686	△ 5,195	84,031	1,805	85,837
当連結会計年度変動額合計	△ 2,492	18,325	707	72,686	△ 5,195	84,031	1,805	△367,779
当連結会計年度末残高	22,236	52,917	△ 2,305	299,694	51,828	424,371	28,706	3,418,351

連 結 注 記 表

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 63社

主要な連結子会社は、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東電不動産株式会社、株式会社テプコシステムズ、東京パワーテクノロジー株式会社、東電設計株式会社、株式会社e-Mobility Power、東電タウンプランニング株式会社、東京電設サービス株式会社、テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション株式会社、株式会社PinT、テプコカスタマーサービス株式会社、東電物流株式会社、東京発電株式会社である。

(2) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称等

株式会社ハウスパートナーホールディングス、株式会社コスモライフ、株式会社東京電力タイムレスキャピタルSPC第3号ホールディングス、旭ハウス工業株式会社、株式会社シーエスデー、株式会社東京電力タイムレスキャピタルSPC第5号は、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有していることから、連結範囲適用指針の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるため子会社としていない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 50社

持分法適用関連会社は、KK6安全対策共同事業株式会社、株式会社JERA、Deep C Green Energy(Hong Kong) Limited、TEPCO i-フロンティアズ株式会社、T&Tエナジー株式会社、嬌恋蓄電所合同会社、NTT TEPCOデータセンター特定目的会社、みらいえのしま合同会社、GREEN VOLT HOLDCO LTD、CENOS HOLDCO LTD、NTT TEPCOデータセンター合同会社、東京エナジーアライアンス株式会社、Solar Rooftop CE 9 Co.,Ltd., GREENWAY GRID GLOBAL PTE.LTD., 株式会社LIXIL TEPCOスマートパートナーズ、ESR-TEPCO RENEWABLE JOINT VENTURE PTE. LTD., VIET HYDRO PTE.LTD., 株式会社東光高岳、株式会社関電工、アクアコネクtnなみえ株式会社、エバーグリーン・マーケティング株式会社、虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社、エナジープールジャパン株式会社、株式会社昭栄電気産業、株式会社日立システムズパワーサービス、東京都市サービス株式会社、株式会社アット東京、Dariali Energy JSC、Vietnam Power Development Joint Stock Company、Energy Asia Holdings Ltd、ハウスプラス住宅保証株式会社、日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社、PT Kencana Energi Lestari Tbk、TRITON KNOLL OFTO BIDCO LIMITED、OFFSHORE WIND LIMITED、株式会社東京エネシス、小安地熱株式会社、TRITON KNOLL OFTO LIMITED、ESR-TEPCO SINGAPORE 1 HOLDCO PTE. LTD., ESR-TEPCO SINGAPORE ASSETCO ALPHA PTE. LTD., GREEN VOLT OFFSHORE WINDFARM LTD、CENOS OFFSHORE WINDFARM LTD、LOGOS APAC PLATFORM SOLAR PTE.LTD., LEAPS SGP HOLDCO PTE.LTD., LEAP SOLAR(SINGAPORE)GREENWICH PTE.LTD., PT GREENWAY GRID INDONESIA、Northconnect Limited、GROWTH RING GRID PTE. LTD., White Cross Offshore Wind Holdco Ltdである。

NTT TEPCOデータセンター合同会社は、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。Northconnect Limitedは、新たに株式を取得するとともに、当社連結子会社であるFlotation Energy Limitedより取締役が就任し、影響力を有するため、持分法適用の範囲に含めている。GROWTH RING GRID PTE. LTD.は、新たに株式を取得するとともに、当社連結子会社である東京電力パワーグリッド株式会社より取締役が就任し、影響力を有するため、持分法適用の範囲に含めている。White Cross Offshore Wind Holdco Ltdは、株式を一部売却したことにより、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム株式会社、原燃輸送株式会社ほか）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

市場価格のない株式等以外のものは、時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

ロ 棚卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2011年12月21日）が策定され（2019年12月27日最終改訂）、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2026」（2026年3月26日改訂）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「(3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上している。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は固定負債のその他に含めて表示している。

③ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,821百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	1,245,001百万円
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	1,236,897百万円
b 福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	7,484百万円
c その他	619百万円
③ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	115百万円

合計

1,249,938百万円

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「【重要な会計上の見積りに関する注記】1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

・廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「【重要な会計上の見積りに関する注記】1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

二 原子力損害賠償引当金

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,557,983百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(4) 重要な収益の計上基準

イ 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

① 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定めしており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的の実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から未検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

② 他社販売電力料

他社販売電力料は、日本卸電力取引所（以下、「取引所」という。）を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者・一般送配電事業者・発電事業者等（以下、「小売電気事業者等」という。）に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定めしており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

③ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金及び東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を供給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合及び発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定めしており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

□ その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定めており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的の実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から未検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

金利スワップ、燃料価格に関するスワップ

② ヘッジ対象

金利スワップは長期借入金の利息支払額の一部を、燃料価格に関するスワップは電力購入代金債務の一部をヘッジ対象としている。

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動並びに燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較してヘッジの有効性を評価している。

なお、ヘッジに高い有効性があると認められるもの、並びに特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略している。

(6) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正再処理法第5条第2項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(8) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を廃炉拠出金費として計上している。

当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外とされている。

(追加情報)

・福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法

福島第一原子力発電所の廃炉に係る費用については、GX脱炭素電源法改正省令施行前の解体引当金省令（以下、「旧解体引当金省令」という。）に準じた見積りを行っており、総見積額を資産除去債務に計上している。

当該見積りは、福島第一原子力発電所1～4号機の被災状況の全容の把握が困難であることなどから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「【重要な会計上の見積りに関する注記】1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(9) 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

イ 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

また、2024年4月1日にGX脱炭素電源法及びGX脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からGX脱炭素電源法改正省令施行日の前連結会計年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定及びGX脱炭素電源法改正省令附則第9条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

ロ 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の16の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の15の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した災害損失引当金は1,236,897百万円、特定原子力施設炉心等除去準備引当金は250,034百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金は180,976百万円である。

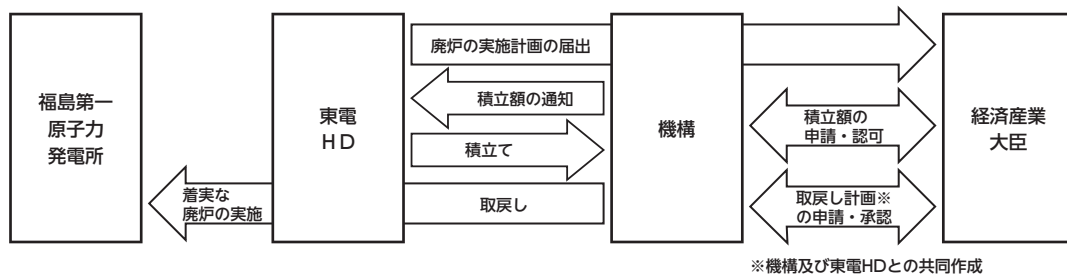
(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で連結貸借対照表上に計上している。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 □ 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 □ 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の廃炉費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての廃炉費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在し、後者については、旧解体引当金省令に準じた見積りとなる。

□ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2026年3月26日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所（以下、「TMI」という。）の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 退職給付に係る負債及び資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る負債は251,642百万円、退職給付に係る資産は282,484百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

会計上の見積り方法

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 3. 会計方針に関する事項 (7) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、主として、期末のダブルA格社債の利回り（指標利率）を基に決定しており、当連結会計年度は3.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、主として、当連結会計年度は2.5%を採用している。

ロ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は、主として、発生の当連結会計年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響（年）
割引率0.1%あたり	5,300百万円程度	1,700百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	5,700百万円程度	1,900百万円程度

【会計上の見積りの変更に関する注記】

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積りの変更

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、2025年7月23日に開催された機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出し工法を設定したうえで、一定の技術的根拠をもって示すことが出来るようになった燃料デブリ取り出しに係る準備工程について議論が行われ、取り出し準備に係る作業のあり方が示されたことから、当該費用又は損失の見積りの変更を行った。

その結果、当連結会計年度において、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等903,000百万円を災害特別損失として計上し、税金等調整前当期純損失が同額増加している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 当社の総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む） 240,000百万円

株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） 2,174百万円

(2) 東京電力パワーグリッド株式会社の総財産を社債の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む） 2,861,000百万円

(3) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

流動資産

その他

120,000百万円

(4) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産

担保に供している資産

固定資産

投資その他の資産

長期投資

3百万円

関係会社長期投資

4,896百万円

流動資産

現金及び預金

83百万円

合計

4,983百万円

(5) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

固定資産

投資その他の資産

長期投資

35,657百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

19,939,561百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社

106,000百万円

小安地熱株式会社

347百万円

送配電システムズ合同会社

4,578百万円

ロ 関連会社であるGREEN VOLT OFFSHORE WINDFARM LTD及びCENOS OFFSHORE WINDFARM LTDの海底リース権に関するオプション契約又は独占交渉契約に係る保証債務

5,083百万円

ハ 関連会社であるCENOS OFFSHORE WINDFARM LTDによるNorthconnect Limitedの買収の繰延支払対価、条件付対価及び関連する諸費用に係る保証債務

2,467百万円

ニ 関連会社であるGREEN VOLT OFFSHORE WINDFARM LTDの地盤調査に関する委託契約に係る保証債務

845百万円

ホ 関連会社であるみらいえのしま合同会社の海底ケーブル製造に関する請負契約等、及び特高受変電設備に関する部材購入・製作・輸送契約に係る保証債務

883百万円

ヘ 東北電力株式会社が行う省エネ機器のリース取引に関する顧客との契約上の債務に係る保証債務

50百万円

ト 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務

50,372百万円

合計

170,629百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,607,017,531株
A種優先株式	1,600,000,000株
B種優先株式	340,000,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金調達については、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額513,265百万円)は、原賠機構法第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入れがあり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、並びに燃料及び電力市場価格変動によるリスクをヘッジすることを目的とした先物取引及びスワップ取引などを利用している。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※2)	時価 (※2)	差額
(1) 投資有価証券 (※3) (※4) (※5)			
その他有価証券	13,198	13,198	—
(2) 社債 (※6)	(3,541,000)	(3,279,295)	261,704
(3) デリバティブ取引 (※7)	28,425	28,425	—

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(※2) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(※3) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	連結貸借対照表 計上額（百万円）
非上場株式	51,382
その他	4,730
合計	56,112

(※5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は52百万円である。

(※6) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(※7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	13,198	—	—	13,198
資産計	13,198	—	—	13,198
デリバティブ取引	—	28,425	—	28,425

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,279,295	—	3,279,295
負債計	—	3,279,295	—	3,279,295

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

社債

社債については、日本証券業協会が公表する売買参考統計値を参照可能なものは、時価はその売買参考統計値を用いて評価しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

取引先から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

セグメントの概要

セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。

各セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

〔ホールディングス〕

経営サポート、各基幹事業会社（東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社）への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

〔フュエル&パワー〕

火力発電による電気の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

〔パワーグリッド〕

送電・変電・配電による電気の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

〔エナジーパートナー〕

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

〔リニューアブルパワー〕

再生可能エネルギー発電による電気の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

（単位：百万円）

	セグメント					合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
収益の分解情報(※)								
顧客との契約から 生じる収益	826,853	3,701	2,294,019	4,857,594	189,218	8,171,387		
電気事業営業収益	610,990	3,701	2,184,518	4,499,108	184,833	7,483,151		
ガス供給事業営業収益	－	－	－	281,833	－	281,833		
その他事業営業収益	215,862	－	109,501	76,653	4,385	406,402		
顧客との契約以外の 源泉から生じた収益	－	－	348	132,072	－	132,421		
合計	826,853	3,701	2,294,368	4,989,666	189,218	8,303,808	△1,975,234	6,328,574

(※) 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」及び「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金（以下、「当該補助金」という。）132,421百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示している。内訳は、「パワーグリッド」が348百万円、「エナジーパートナー」が132,072百万円である。

なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

イ 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定められており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。

なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的を実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

電気料金は、基本的に検針・計量時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から末検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めていない。

ロ 他社販売電力料

他社販売電力料は、取引所を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者等に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

電気及び非化石価値の料金は、基本的に約定に基づく支払義務発生日の翌日から起算して2金融機関営業日後に該当する日に収受している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定められており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

電気料金は、基本的に供給量の確定後の翌月末までに収受している。

ハ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金及び東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を補給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合及び発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定められており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、送配電関連設備の使用量や電力量調整供給量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的を実施しており、把握した使用量に基づき、託送供給等約款等に規定した単価等を用いて毎月利用料金を算定している。

また、東京電力パワーグリッド株式会社は、電事法に基づいて電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、託送収益は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。料金は、基本的に検針・計量による使用量確定後の支払義務発生日の翌日から起算して30日目までに収受している。

(2) その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定めており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的の実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ガス料金は、基本的に検針時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から末検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	648,168	578,121
契約資産	15,319	10,631
契約負債	14,510	17,054

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額についても重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は次のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	691,508
履行義務の充足予定時期	
1年以内	65,627
1年超3年以内	215,706
3年超	410,174

実務上の便法を適用し、当該金額には、当初に予想される契約期間が1年以内の残存履行義務及び提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めていない。

(注) 当連結会計年度末において、収益として認識されると見込んでいる取引価格の総額には、長期脱炭素電源オークションにより得ることができると見込んでいる収入は含めていない。長期脱炭素電源オークションからの収入は、約定した容量確保契約金額から同期間で卸市場・非化石市場等から得た収益のうち、約9割を還付額として差し引いた額になるが、還付額は将来の市場価格により変動することから、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された収益の減額が発生しない可能性が高い部分の見積りは困難なため、注記の対象に含めていない。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1 株当たり純資産額 1,491円01銭
 (注) 1 株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から機構の優先株式の払込金額等を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。
 (算定上の基礎)

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	3,418,351百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,028,706百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000百万円
うち非支配株主持分	28,706百万円
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額	2,389,645百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた	1,602,702千株
当連結会計年度の末日における普通株式の数	

2. 1 株当たり当期純損失 283円51銭

【その他の注記】

1. 連結計算書類は、会社計算規則に準拠し、電気事業会計規則に準じて作成している。

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金
 - (1) 賠償及び除染に係るもの
 - イ 原子力損害賠償費
 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。
 - ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金
 当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2026年3月13日に同時点での要賠償額から賠償措置額等を控除した見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2025年3月3日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。
 - (2) 除染に係るもの
 電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額78,880百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。
 (追加情報)
 ・原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法
 資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 財務制限条項
 長期借入金（10,242百万円）及び短期借入金（2,037,274百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

4. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、541,628百万円である。

(注) 本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
連結範囲適用指針	連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（企業会計基準適用指針第22号 2011年3月25日 企業会計基準委員会）
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号）
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）
電事法	電気事業法（昭和39年 法律第170号）
G X 脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年 法律第44号）
改正再処理法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年 法律第48号）
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
G X 脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和6年 経済産業省令第21号）
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年 通商産業省令第30号）
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年 経済産業省令第77号）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）
会社計算規則	会社計算規則（平成18年 法務省令第13号）

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
固定資産	7,581,379
電気事業固定資産	955,799
原子力発電設備	912,280
業務設備	43,448
貸付設備	71
附帯事業固定資産	15
事業外固定資産	37
固定資産仮勘定	1,807,800
建設仮勘定	1,301,534
除却仮勘定	38
原子力廃止関連仮勘定	86,994
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	419,233
核燃料	526,392
装荷核燃料	82,481
加工中等核燃料	443,911
投資その他の資産	4,291,334
長期投資	44,179
関係会社長期投資	2,881,711
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	513,265
廃炉等積立金	748,465
長期前払費用	36,528
前払年金費用	68,570
貸倒引当金（貸方）	△ 1,387
流動資産	1,810,540
現金及び預金	693,986
売掛金	32,589
諸未収入金	43,096
貯蔵品	44,231
前払費用	1,305
関係会社短期債権	831,300
雑流動資産	170,343
貸倒引当金（貸方）	△ 6,312
合 計	9,391,919

科 目	金 額
負債及び純資産の部	
固定負債	3,841,322
社債	240,000
長期借入金	50,522
未払廃炉拠出金	621,662
リース債務	3,914
関係会社長期債務	16,051
退職給付引当金	71,599
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	250,034
特定原子力施設炉心等除去引当金	180,976
災害損失引当金	1,249,820
原子力損害賠償引当金	520,447
資産除去債務	378,932
雑固定負債	257,361
流動負債	4,215,500
1年以内に期限到来の固定負債	14,201
短期借入金	970,190
コマーシャル・ペーパー	62,000
買掛金	2,238
未払金	87,795
未払費用	174,356
未払税金	5,234
預り金	1,085
関係会社短期債務	2,895,669
諸前受金	2,098
災害損失引当金	115
雑流動負債	514
負債合計	8,056,822
株主資本	1,335,075
資本金	1,400,975
資本剰余金	743,589
資本準備金	743,555
その他資本剰余金	33
利益剰余金	△ 801,738
利益準備金	169,108
その他利益剰余金	△ 970,846
特定災害防止準備金	191
別途積立金	1,076,000
繰越利益剰余金	△2,047,038
自己株式	△ 7,751
評価・換算差額等	21
その他有価証券評価差額金	21
純資産合計	1,335,096
合 計	9,391,919

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
費用の部		収益の部	
営業費用	671,772	営業収益	622,048
電気事業営業費用	668,965	電気事業営業収益	619,286
原子力発電費	533,290	他社販売電力料	253,612
他社購入電力料	4	賠償負担金相当収益	22,261
販売費	20	廃炉円滑化負担金相当収益	19,719
貸付設備費	0	廃炉等負担金収益	120,582
一般管理費	106,457	電気事業雑収益	203,105
接続供給託送料	4,327	貸付設備収益	4
原子力廃止関連仮勘定償却費	19,448		
事業税	5,431		
電力費振替勘定（貸方）	△ 14		
附帯事業営業費用	2,806	附帯事業営業収益	2,762
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,558	エネルギー設備サービス事業営業収益	1,411
コンサルティング事業営業費用	67	コンサルティング事業営業収益	108
シェアオフィス事業営業費用	1,180	シェアオフィス事業営業収益	1,242
営業損失	(49,723)		
営業外費用	58,691	営業外収益	213,530
財務費用	54,788	財務収益	210,649
支払利息	54,788	受取配当金	188,325
株式交付費	0	受取利息	22,323
事業外費用	3,903	事業外収益	2,881
固定資産売却損	12	固定資産売却益	6
雑損失	3,891	雑収益	2,874
当期経常費用合計	730,464	当期経常収益合計	835,579
当期経常利益	105,115		
特別損失	996,666	特別利益	90,024
災害特別損失	913,893	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	81,863
原子力損害賠償費	82,772	有価証券売却益	8,161
税引前当期純損失	801,526		
法人税等	△ 41,284		
法人税等	△ 41,284		
当期純損失	760,242		

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					特 定 災 害 防 止 準 備 金	別 途 積 立 金
当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,400,975	743,555	35	169,108	191	1,076,000
当 事 業 年 度 変 動 額						
特定災害防止準備金の積立					0	
当 期 純 利 益						
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△ 1			
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額（純額）						
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	-	-	△ 1	-	0	-
当 事 業 年 度 末 残 高	1,400,975	743,555	33	169,108	191	1,076,000

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	その他利益剰余金				
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△ 1,286,795	△ 7,739	2,095,330	1,817	2,097,148
当 事 業 年 度 変 動 額					
特定災害防止準備金の積立	△ 0		-		-
当 期 純 利 益	△ 760,242		△ 760,242		△ 760,242
自 己 株 式 の 取 得		△ 13	△ 13		△ 13
自 己 株 式 の 処 分		1	0		0
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額（純額）				△ 1,795	△ 1,795
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	△ 760,242	△ 12	△ 760,255	△ 1,795	△ 762,051
当 事 業 年 度 末 残 高	△ 2,047,038	△ 7,751	1,335,075	21	1,335,096

個 別 注 記 表

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは、時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) 棚卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2011年12月21日）が策定され（2019年12月27日最終改訂）、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2026」（2026年3月26日改訂）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「3. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積り方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「【会計上の見積りに関する注記】 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

- ② 福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用
 今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上している。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。
 なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

- ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・当事業年度末における災害損失引当金残高の内訳	
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,821百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	1,244,998百万円
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	1,236,897百万円
② 福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	7,484百万円
③ その他	616百万円
ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	115百万円
合計	1,249,935百万円

- (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金
 東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「【会計上の見積りに関する注記】 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

・廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「【会計上の見積りに関する注記】 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(5) 原子力損害賠償引当金

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

□ 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,557,983百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

4. 重要な収益の計上基準

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力受給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力受給に関する設備契約及び電力受給契約等に定められており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定められており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

5. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正再処理法第5条第2項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

6. 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する費用は、GX脱炭素電源法第3条の規定による改正後の改正再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を廃炉拠出金費として計上している。

当拠出金を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

なお、福島第一原子力発電所については、原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設として指定されており、改正再処理法第2条第5項に規定する「廃炉」の対象外とされている。

(追加情報)

・福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法

福島第一原子力発電所の廃炉に係る費用については、GX脱炭素電源法改正省令施行前の解体引当金省令（以下、「旧解体引当金省令」という。）に準じた見積りを行っており、総見積額を資産除去債務に計上している。

当該見積りは、福島第一原子力発電所1～4号機の被災状況の全容の把握が困難であることなどから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「【会計上の見積りに関する注記】1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

7. 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認された。

また、2024年4月1日にGX脱炭素電源法及びGX脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からGX脱炭素電源法改正省令施行日の前事業年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定及びGX脱炭素電源法改正省令附則第9条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の16の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の15の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した災害損失引当金は1,236,897百万円、特定原子力施設炉心等除去準備引当金は250,034百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金は180,976百万円である。

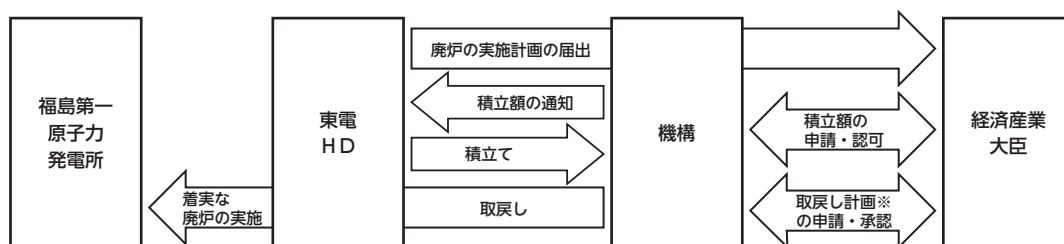
(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で貸借対照表に計上している。



※機構及び東電HDとの共同作成

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の廃炉費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての廃炉費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在し、後者については、旧解体引当金省令に準じた見積りとなる。

□ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2026年3月26日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当事業年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所（以下、「TMI」という。）の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、ＴＭＩでの費用処理実績額に、ＴＭＩの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、ＴＭＩと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 退職給付引当金及び前払年金費用

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した退職給付引当金71,599百万円、前払年金費用は68,570百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 引当金の計上基準 (2) 退職給付引当金」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、期末のダブルA格社債の利回り（指標利率）を基に決定しており、当事業年度は3.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、当事業年度は2.5%を採用している。

ロ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌事業年度の計算書類に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は発生 of 当事業年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響（年）
割引率変更0.1%あたり	1,500百万円程度	500百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	1,600百万円程度	500百万円程度

【会計上の見積りの変更に関する注記】

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積りの変更

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、2025年7月23日に開催された機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出し工法を設定したうえで、一定の技術的根拠をもって示すことが出来るようになった燃料デブリ取り出しに係る準備工程について議論が行われ、取り出し準備に係る作業のあり方が示されたことから、当該費用又は損失の見積りの変更を行った。

その結果、当事業年度において、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等903,000百万円を災害特別損失として計上し、税引前当期純損失が同額増加している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	240,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	2,174百万円

(2) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

雑流動資産	120,000百万円
-------	------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,961,575百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 106,000百万円

ロ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 49,582百万円

うち、34,298百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務である。

合計 155,582百万円

(2) 偶発債務

原子力損害の賠償に係る偶発債務

多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	360,609百万円	短期金銭債権	859,070百万円
長期金銭債務	14,436百万円	短期金銭債務	2,896,297百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

エネルギー設備サービス事業	専用固定資産	15百万円
---------------	--------	-------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高 費用 152,043百万円 収益 547,899百万円

営業取引以外の取引による取引高 239,116百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数 3,394,852株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生は、災害損失引当金、組織再編等に伴う関係会社株式、未払廃炉拠出金であり、繰延税金負債の発生は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金、原子力発電施設解体準備金である。

なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産は貸借対照表に計上していない。

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用している。また、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いに従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 主要株主

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害 賠償・廃炉等 支援機構	原賠機構法 の規定による 負担金の収納、 資金援助、 相談及び廃炉等 積立金の管理等	(被所有) 直接 50.08%	原賠機構法 に基づく 資金援助の 受入れ、 負担金の納付 及び廃炉等 積立金の 積立て	交付資金の 受入れ (※1)	137,100	未収原賠 ・廃炉等 支援機構 資金交付金	513,265
					負担金の 納付 (※2)	107,550	未払費用	107,550
					廃炉等 積立金の 積立て (※3)	262,073	廃炉等 積立金	748,465

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

(※2) 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。

(※3) 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

2. 子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京電力 フュエル& パワー 株式会社	燃料・火力発電 事業を営む関連会 社の事業活動管理	(所有) 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の預り (※)	—	関係会社 短期債務	145,546

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 資金の預りは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

種類	会社等の 名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東京電力 パワーグリッド 株式会社	一般送配電事業 等	(所有) 直接 100%	原賠機構法に 基づく廃炉等 積立金に 充てるための 廃炉等負担金 の受入れ 資金貸借取引 被債務保証	廃炉等負担 金の受入れ (※1)	120,582	関係会社 短期債権	120,582
					社債の引受け (※2)	—	関係会社 長期投資	241,818
					社債利息の 受取 (※3)	5,499	関係会社 短期債権	1,019
					資金の貸付け (※4)	195,882	関係会社 長期投資	17,400
							関係会社 短期債権	179,161
					資金の預り (※5)	—	関係会社 短期債務	1,468,057
					利息の支払 (※6)	16,793		
					被債務保証 (※7)	724,159	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 廃炉等負担金の受入れは、機構とともに策定した総合特別事業計画において、「廃炉事業のための資金は、東電グループ全体で総力を挙げて捻出していくが、グループ内での最適な役割分担の下、規制料金下にある送配電事業における合理化分について、東電PGが廃炉に要する資金として東電HDに支払う」という趣旨に基づき、当社が原賠機構法第55条の3第1項に規定する廃炉等積立金に充てるため、東京電力パワーグリッド株式会社から受け入れた金額である。
- (※2) 社債の引受けは、東京電力パワーグリッド株式会社発行のＩＣＢ（Inter Company Bond）を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (※3) 社債利息の受取は、東京電力パワーグリッド株式会社発行のＩＣＢに係るものである。
- (※4) 資金の貸付けは、東京電力パワーグリッド株式会社に対しＩＣＬ（Inter Company Loan）により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (※5) 資金の預りは、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。
- (※6) 利息の支払は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- (※7) 被債務保証は、当社の借入金に対して東京電力パワーグリッド株式会社より債務保証を受けたものである。なお、信用力を勘案した保証料を支払っている。

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	小売電気事業等	(所有)直接100%	電気の販売 資金貸借取引 役員の兼任	電気の販売(※1)	253,611	売掛金	30,121
					社債の引受け(※2)	—	関係会社長期投資	357
					資金の貸付け(※3)	837,231	関係会社長期投資	1,695
							関係会社短期債権	434,175
					資金の借入れ(※4)	—	関係会社短期債務	400,000
					資金の預り(※5)	—	関係会社短期債務	594,109

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 販売価格は、発電原価及び市場の状況等を踏まえ協議の上決定している。
- (※2) 社債の引受けは、東京電力エナジーパートナー株式会社発行のＩＣＢ（Inter Company Bond）を引き受けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (※3) 資金の貸付けは、東京電力エナジーパートナー株式会社に対しＩＣＬ（Inter Company Loan）により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- (※4) 資金の借入れは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- (※5) 資金の預りは、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東京電力リニューアブルパワー株式会社	再生可能エネルギー発電事業等	(所有)直接100%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の預り(※)	—	関係会社短期債務	115,842

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※) 資金の預りは、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1 株当たり純資産額 208円96銭

(※) 1 株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から機構の優先株式の払込金額を控除して算定しており、算定上の基礎は以下のとおりである。

(算定上の基礎)

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,335,096百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,000,000百万円
うち優先株式の払込金額	1,000,000百万円
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	335,096百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 当事業年度の末日における普通株式の数	1,603,622千株

2. 1 株当たり当期純損失 474円08銭

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力受給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力受給に関する設備契約及び電力受給契約等に定められており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

料金は、支払義務発生月の翌月末までに収受している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定められており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

経営指導料は、契約から生じた債権が確定して支払義務発生月の翌月末までに収受している。

【その他の注記】

1. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2026年3月13日に同時点での要賠償額から賠償措置額等を控除した見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2025年3月3日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額78,880百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

・ 原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 財務制限条項

長期借入金（10,242百万円）及び短期借入金（698,174百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

3. 原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、541,628百万円である。

(注) 本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号）
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）
G X 脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年 法律第44号）
改正再処理法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年 法律第48号）
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
G X 脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和6年 経済産業省令第21号）
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年 通商産業省令第30号）
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年 経済産業省令第77号）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（実務対応報告第42号 2021年8月12日）

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 春日 淳 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯 田 昌 泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 川 和 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、ALPS処理水の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。
また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。
- 「原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 「会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2026年3月26日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
- 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法追加情報 ・福島第一原子力発電所の廃炉費用の計上方法」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上